新旧対照表

新	旧
市立大町山岳博物館条例 昭和57年３月29日 条例第12号	市立大町山岳博物館条例 昭和57年３月29日 条例第12号
第１条～第９条　省略 （博物館協議会） 第10条　省略	第１条～第９条　省略 （博物館協議会） 第10条　省略
２　協議会の委員（以下「委員」という。）は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。	２　協議会の委員（以下「委員」という。）の数は、15人以内とし、教育委員会が委嘱する。
（１）学校教育及び社会教育の関係者	
（２）家庭教育の向上に資する活動を行う者	
（３）学識経験のある者	
（４）公募による市民等	
３　省略 第11条　省略 別表　省略	３　省略 第11条　省略 別表　省略